

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会

第5回総会

【別冊資料】

- SAGA2024 唐津市識別用品整備要項 P1、P2
- SAGA2024 唐津市保険加入要項 P3～P6
- SAGA2024 唐津市遺失物・拾得物取扱要項 P7～P22
- SAGA2024 唐津市歓迎装飾・おもてなし実施要項 P23
- SAGA2024 唐津市案内所・休憩所設置運営要項 P24、P25
- SAGA2024 唐津市売店設置運営要項 P26～P39
- SAGA2024 唐津市式典実施要項 P40、P41
- SAGA2024 唐津市医療救護要項 P42、P43
- SAGA2024 唐津市防疫対策要項 P44
- SAGA2024 唐津市食品衛生対策要項 P45
- SAGA2024 唐津市環境衛生対策要項 P46、P47
- SAGA2024 唐津市弁当調達要項 P48～P51
- SAGA2024 唐津市弁当調製施設選考基準 P52、P53
- SAGA2024 唐津市輸送交通業務実施要項 P54～P56
- SAGA2024 唐津市警備・消防防災業務実施要項 P57、P58

SAGA2024唐津市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）及び「SAGA2024競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）において、唐津市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 識別用品の整備

識別用品は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備するものとする。ただし、次に定める場合で、実行委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 競技団体に識別用品を整備させる場合
- (2) 共催市町実行委員会において識別用品の整備を行う場合

3 識別用品の種別

- (1) リハーサル大会
 - ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
 - イ 帽子
 - ウ 上着
 - エ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品
- (2) 国スポ
 - ア IDカード
 - イ 帽子
 - ウ 上着
 - エ その他国スポの運営上必要が生じた識別用品

4 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮するものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員

- (7) 選手・監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他実行委員会が必要と認める者

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、実行委員会が指定するものとする。ただし、競技団体及び共催市町実行委員会が識別用品を整備する場合のデザインについては、この限りではない。

7 費用負担

競技団体又は共催市町実行委員会が識別用品を整備する場合において、その整備に要する費用を負担することができる。この場合の費用負担する金額は、次のとおりとする。

- (1) 競技団体が整備する場合は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人当たりの額を超えないものとする。ただし、共催市町実行委員会と整備内容及び費用負担について協議し、決定した場合は、この限りではない。
- (2) 前号ただし書きの規定により費用を負担する場合及び共催市町実行委員会が整備する識別用品の費用を負担する場合の額は、共催市町実行委員会との協定書等に基づく額とする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は別に定める。

S A G A 2 0 2 4 唐津市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）において、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、直接又は社会福祉法人唐津市社会福祉協議会を通じて損害保険会社と保険契約を締結する。

3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、事故の種別に応じた補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいう。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から第三者の生命、身体又は所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことによ

り、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1事故	保険期間中
対物	時価	時価

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1事故	
対人・対物共通	5億円	

(2) 傷害保険

被保険者が、国スポの開催準備業務若しくは運営業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院	通院
大会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員	1億円	30,000円	10,000円
医師			
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院	通院
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、噴火、津波による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約の普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。
- (2) S A G A 2 0 2 4 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第1号

事 故 報 告 書

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 殿

報告者 所属： 係
氏名：

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号		
負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・各役員・競技補助員・競技会補助員 一般観覧者・医師・看護師 その他 ()
	住 所	
	氏 名	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電 話 番 号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	電 話 番 号	
	担 当 医 師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

SAGA2024唐津市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」において、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場のSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する受付案内所とし、会場総務班受付案内係（以下「受付案内係」という。）が取扱い業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の会場総務班総務係（以下「総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）及び拾得物閲覧簿（様式第4号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第5号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第6号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第7号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第8号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第11号又は様式第12号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、総務係は、拾得の翌日から7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) SAGA2024競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理書

受理番号		第 号										
受理日時		年 月 日 () 時 分										
拾得日時		年 月 日 () 時 分頃										
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ				電話	自宅					
						日中連絡先						
物件	現金	総額		金額内訳								
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
		円	10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		100円		50円		10円		5円		1円		
	種類	特徴等(形状・模様・材質等)								点数		
物												
品												
権利放棄の意思		<p>上記の物件に対する</p> <p><input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">拾得者氏名 (自署)</p>										
氏名等告知の同意		<p>遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>										
拾得物返還通知書の希望		<p>拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入</p>										
拾得者の権利		<p><input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権</p>										
備考		<p>上記の物件を預かりました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 様</p> <p>拾得物取扱担当者氏名 (自署)</p> <p>※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効</p>										

※太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物受理書(控え)

※ 当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛てに拾得物の通知をする場合があります。

受理番号		第 号										
受理日時		年 月 日 ()					時 分					
拾得日時		年 月 日 ()					時 分頃					
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ			電話	自宅					日中連絡先	
物件	現金	総額		金額内訳								
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
		円	10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		100円		50円		10円		5円		1円		
	種類	特徴等(形状・模様・材質等)									点数	
権利放棄の意思	<p>上記の物件に対する</p> <p><input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">拾得者氏名 _____ (自署)</p>											
氏名等告知の同意		<p>遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>										
拾得物返還通知書の希望		<p>拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入</p>										
拾得者の権利		<p><input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権</p>										
備考		<p>上記の物件を預かりました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 様</p> <p>拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署)</p> <p>※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効</p>										

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、翌日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3箇月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3箇月を経過した日から2箇月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
唐津警察署	847-0861	唐津市二夕子3丁目1-5	0955-72-2101

拾得物一覽簿

受理番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	物件 (種類及び特徴等)			拾得物取扱担当者氏名		備考
				現金	物品	形状・模様・材質等	返還取扱担当者氏名		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

拾 得 物 閱 覧 簿

受理番号	記載日	拾得日時	拾得場所	物件		備考
				現金	物品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

様式第 5 号

拾 得 物 個 票			
受理番号	第	号	
受理日時	年	月時	日分
拾得日時	年	月時	日分頃
拾得者			
物 件	現金		
	物品		
拾得物取扱担当者氏名			

様式第 5 号

拾 得 物 個 票			
受理番号	第	号	
受理日時	年	月時	日分
拾得日時	年	月時	日分頃
拾得者			
物 件	現金		
	物品		
拾得物取扱担当者氏名			

遺失物届出書

届出番号	第 号		
届出日時	年 月 日 ()		時 分
遺失日時	年 月 日 ()		時 分頃
遺失場所			
遺失者	住所	〒	
	氏名	フリガナ	電話
		自宅	
		日中連絡先	
現金	(総額)		
	円		
	種類	特徴等(形状・模様・材質等)	点数
	物品		
備考			
<p>上記の旨について、誤りがないことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">遺失者氏名 (自署)</p>			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	年 月 日 時 分	
拾得者の氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日 時 分	

遺失物届出書(控え)

届出番号	第 号			
届出日時	年 月 日 ()		時 分	
遺失日時	年 月 日 ()		時 分頃	
遺失場所				
遺失者	住 所	〒		
	氏 名	フリガナ		
		電 話	自宅	
		日中連絡先		
物件	現 金	(総 額) 円		
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・材質等)	
				点 数
備 考				
<p>上記の旨について、誤りがないことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">遺失者氏名 (自署)</p>				

遺失物一覧簿

届出番号	届出日時 年 月 日 時 分	遺失日時 年 月 日 時 分	遺失場所	物件 (種類及び特徴等)			返還取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日)
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日)
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日)
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日)
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						2 実行委員会引継ぎ

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現金	金 _____ 円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024国スポ・全障スポ</p> <p>唐津市実行委員会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 〒 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ (自署)</p> <p style="text-align: right;">電話 _____</p>			
返還時本人確認方法		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
返還取扱担当者氏名			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

様式第10号

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

委任状

【代理人（受取りに来られる方）】

住 所 〒

氏 名

委任者との関係

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

住 所 〒

氏 名

_____ (印)

電 話 番 号

様

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理
番号 ）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いた
します。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については次のとおりです。

該当の有無	権 利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費 用	物件の交付、提出又は保管 に要した費用がある場合、 その費用を請求できます。	※ 物件が遺失者に返還された 後 1 箇月を経過したとき は、請求することができま せん。
<input type="checkbox"/>	報 労 金	物件の価格の 5 ～ 2 0 % の 2 分 の 1 の 範 囲 内 に 相 当 す る 額 の 報 労 金 を 請 求 で き ま す。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出 後、3 箇月を経過しても遺 失者が判明しない場合、そ の所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取 得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
所 在 地：〒847-0013
唐津市南城内 1-1（大手ロセンタービル 5 階）
電話番号：0955-53-7108

様

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については次のとおりです。

該当の有無	権利	内容	備考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	※ 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格の5～20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知しておりません。この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、下記までご連絡ください。

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
所在地：〒847-0013
唐津市南城内1-1（大手ロセンタービル5階）
電話番号：0955-53-7108

拾 得 物 届 出 書

唐津 警察署長 様

住 所 唐津市
 事務所名 SAGA2024国スポ・全障スポ
 代表者名 唐津市実行委員会 会長
 担当者氏名 事務局
 電話番号 0955-53-7108

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、SAGA2024国スポ・全障スポが唐津市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名 (種別)

受理会場

拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金 (内訳)	物品				
	円		氏名： 住所： 〒	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時： 年 月 日 時 分 拾得場所： 交付日時： 年 月 日 時 分 交付場所：	
	円 (内訳) × 円 × 円 × 円 ×		氏名： 住所： 〒 電話：	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時： 年 月 日 時 分 拾得場所： 交付日時： 年 月 日 時 分 交付場所：	

SAGA2024唐津市歓迎装飾・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板及び横断幕等を設置する。なお、設置にあたっては、華美・過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、それぞれ適切な期間とする。

(2) おもてなし

ア 関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に対して必要な研修を行う。

イ 国スポ終了後の唐津市への誘客を図るため、競技会場等において唐津市の魅力を感じていただける取組を実施するとともに、観光ガイドブック等の配布等を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) SAGA2024競技別リハーサル大会における歓迎装飾及びおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

S A G A 2 0 2 4 唐津市案内所・休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4 国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。

- エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関する事。
 - オ その他各種案内に関する事。
- (3) 休憩所
- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関する事。
 - イ その他、休憩所運営に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) S A G A 2 0 2 4 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024唐津市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、唐津市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20㎡とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会に許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（四方幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ
公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会の使用承認を得ているもの。
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。
 - イ 現地調理品
あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者条件

- 売店の出店者は、次の各号のうち該当するすべての条件を満たすものとする。
- (1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
 - ア 第73回国民体育大会以降の国民体育大会又は競技別リハーサル大会に出店実績があるもの
 - イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めたもの
 - ウ その他実行委員会が認めたもの
 - (2) 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - (3) 法令等により許認可等を要する営業については、当該許認可等を受けていること。
 - (4) 法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
 - (5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。
 - (6) 納税義務が履行されていること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの

利益となる活動を行うものでないこと。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (5) 市税の納税証明書（写し可、発行から3ヶ月以内のもの）
- (6) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。実行委員会は、承認したものに対し、売店出店料免除決定通知書（様式第6号）を発行するものとする。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの
- (4) 出店を許可されたものは、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

11 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、第9項の規定により出店申請を行ったものについて、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めたものに対して売店出店許可決定通知書（様式第7号）をもって通知する。

ただし、出店申請者数が各競技会場の予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたいときは抽選を行う。

また、実行委員会は出店の許可決定通知をしたものに対し、出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

12 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 消防署

唐津市火災予防条例（平成17年唐津市条例第339号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

13 売店責任者

(1) 出店者は、出店した売店の従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。

(5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

(6) 許可された品目以外のものを販売すること。

(7) 拡声器や音響機器類を使用すること。

(8) その他国スポの運営に支障をきたすおそれのある行為をすること。

15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心がけること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) ブース及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行うこと。
- (5) 販売品等の搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は1出店者につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9) 実行委員会に申告して火気器具等又は燃料等危険物を使用する売店にあっては、売店内に必ず消火器を設置すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

18 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けたものが、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

19 損害賠償

出店者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) S A G A 2 0 2 4 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

電話番号 _____

売店出店申請書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、SAGA2024唐津市売店設置運営要項第9項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 出店希望形態 テント (_____ 張) ・ その他 (_____)

3 添付書類

(1) 売店概要書 (様式第2号)

(2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第3号)

(3) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)

(4) 売店責任者及び従事者の本人確認書類 (免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し)

(5) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し (保健所の許可等が必要な商品の場合)

(6) 市税の納税証明書 (写し可、発行から3ヶ月以内のもの)

4 その他

当該売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(6)は1通のみで構いません。

売店概要書

ふりがな 商号又は名称			
ふりがな 代表者氏名			
代表者生年月日	年	月	日
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品 ・ 国スポ記念グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他 ()		
国体等出店実績			
営業開始年月日	年	月	日 従業員数 人
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無
火気器具等の使用の有無	有 ・ 無		

販売品目価格等一覧

No.	商 品 名	予定数量	販売価格	備考 (承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

※会場ごとに記入してください。

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者には、ふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2tトラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は必ず記入してください。

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

誓約書兼承諾書

SAGA2024国スポへの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、SAGA2024唐津市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものではありません。
- 3 販売品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

売店出店料免除申請書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、SAGA2024唐津市売店設置運営要項第10項第3号の規定に基づき免除申請します。

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他 (_____)

(連絡担当者)

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

唐国ス実第 号
年 月 日

様

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長

売店出店料免除決定通知書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、次のとおり出店料を免除します。

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除理由

様

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長

売店出店許可決定通知書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、次の内容で決定しました。

つきましては、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が指定する銀行口座へ 年 月 日までに^①出店料を納付してください。

また、SAGA2024唐津市売店設置運営要項第8項第3号に基づき、許可証を必要とする出店者については、年 月 日までに^②営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを提出してください。

- 1 出店会場 _____ (競技名： _____)
- 2 出店希望形態 _____ テント (_____ 張) ・ その他 (_____)
- 3 出店ブース数 _____ ブース
- 4 出店料 _____ 円
- 5 指定振込口座

【問い合わせ先】

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
担 当：
電話番号：
F A X：

様

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長

売店出店許可証

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、次のとおり許可します。

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
販売許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、SAGA2024唐津市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

SAGA2024唐津市式典実施要項

1 目的

第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における唐津市開催競技会の式典実施について「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心からたたえ、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、競技運営や選手のコンディションに配慮した上で、競技団体・関係機関等と協力し、簡素化に努める。

3 式典運営

- (1) 式典運営は、競技団体及び関係機関・団体等との連携のもと、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が基本的にこれにあたる。
- (2) 式典協力員は、市内及び近隣市町の学校及び関係団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

開始式・表彰式の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努めるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗降納（儀礼）
- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、SAGA2024
国スポ・全障スポ唐津市実行委員会及び競技団体等が別途協議の上、別に定める。

SAGA2024唐津市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療機器、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

必要に応じて、練習会場に医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備する。

(3) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実行委員会に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎の管理者（提供者）への周知に努める。

(4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、関係機関と協議し、必要に応じて配置す

る。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024唐津市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫（感染症）対策を実施する。

3 防疫（感染症）対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染症対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、唐津市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（類似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫（感染症）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024唐津市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び大会参加者等に、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識の向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調整施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理等

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024唐津市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民及び大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者並びに一般観覧者の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、発生した廃棄物については適正に処理を行う。

(6) 衛生害虫等の対策

関係機関・団体等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(7) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関・団体等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水

の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努めるとともに、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

市実行委員会は、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場が学校施設以外の施設の場合であって、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に例外的に喫煙所を設置することができるものとする。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024唐津市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 対象及び調達期間

- (1) 対象は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

4 弁当調製施設の指定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、市実行委員会が選考した施設の中から市実行委員会が指定する。
- (2) 市実行委員会は前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、SAGA2024唐津市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 市実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができる。
 - ア 食品衛生関係法令等に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生関係法令等に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。
- (4) 市実行委員会は前項の規定により指定した弁当調製施設の指定を取り消すときは、SAGA2024唐津市弁当調製施設指定取消書（様式第2号）を交付する。

5 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第 1 号)

SAGA2024唐津市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長 峰 達 郎

SAGA2024における弁当調製施設について、SAGA2024唐津市弁当調達要項第 4
(2) の規定により、次のとおり指定します。

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	

(様式第2号)

SAGA2024唐津市弁当調製施設指定取消書

年 月 日

様

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長 峰 達 郎

SAGA2024における弁当調製施設の指定を、次の事由（理由）により取り消します。

指定取消事由（理由）	
------------	--

SAGA2024唐津市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、SAGA2024 唐津市弁当調達要項に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において、SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 唐津市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 唐津市暴力団排除条例第2条第2号から第4号までに規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。

3 施設の衛生管理

- (1) 令和4年9月1日以降に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、 -20°C 以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること、若しくは大会開催期間中に加入できること。

4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく1日あたり最大200食以上であること。
- (2) 単価に応じた調製が可能であること。

- (3) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (4) 原材料に唐津市産品または佐賀県産品を積極的に使用する等、唐津市の特色を生かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 市実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 添加物（アレルギーを含む。）
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (3) 市実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール袋等の提供については、市実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。
- (5) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、市実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

SAGA2024唐津市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024輸送・交通基本計画」、「SAGA2024会場地市町輸送・交通業務指針」及び「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、SAGA2024国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 大会参加者

- (ア) 選手・監督
- (イ) 競技役員、競技補助員
- (ウ) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- (エ) 報道関係者、視察員
- (オ) 上記のほか、実行委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の作成

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

- イ 指定集合地の設定
輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。
- ウ 輸送経路の設定
参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。
- エ 輸送案内
必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。
- オ 広域配宿における輸送
広域配宿によって唐津市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要がある場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。
- カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送
同一競技が唐津市と唐津市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。
- キ 一般観覧者の輸送
一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。
- ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置
競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。
- ケ 全国輸送との連携
 - (ア) 指定下車駅等の設定
県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。
 - (イ) 指定下車駅等からの輸送
指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。
- (2) 輸送力の確保
 - ア 臨時バスの運行等
必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。
 - イ 車両の確保
計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等とし、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。
 - ウ 予備車の確保
実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。
- (3) 交通業務の内容
 - ア 交通規制
各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得

て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 感染症の予防対策については、各業界団体が作成する業種別ガイドライン等により対応する。

SAGA2024唐津市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024警備・消防防災基本計画」、「SAGA2024会場地市町警備・消防防災業務指針」、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、SAGA2024国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、大会開催までのうちSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

3 実施体制

(1) 大会開催前

実行委員会は、唐津市消防本部及び関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会開催期間中

ア SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実施本部内に警備・消防防災を統括する消防警備部を設置する。

イ 消防警備部は、必要に応じて、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）に消防警備班を設置する。

4 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 通信体制の確立に関すること。

(エ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。

(オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(カ) 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。

(イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。

(ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。

(エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。

- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
 - (カ) 入退場者管理に関する事。
 - (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
 - (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
 - (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
 - (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
 - (ク) その他必要な警備業務に関する事。
- (3) 突発重大事案に係る対策
- 突発重大事案が発生し、唐津市災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

5 消防防災業務

- (1) 基本的事項
- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
 - イ 唐津市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。
- (2) 実施内容
- ア 大会開催前
 - (ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
 - (イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
 - (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
 - (エ) 防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関する事。
 - (オ) 大会関連施設での避難訓練に関する事。
 - (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
 - (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。
 - イ 大会開催期間中
 - (ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
 - (イ) 大会関連施設の救急救助に関する事。
 - (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
 - (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。
- (3) 広域配宿に係る対策
- 広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町と調整し実施する。
- (4) 大規模災害に係る対策
- 大規模災害が発生し、唐津市災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。